

大阪市ファミリーシップ制度の実施に伴い
市営住宅に同居させることができる対象者に係る取扱いについて

制 定 平成 30 年 10 月 24 日
直近改正 令和 5 年 1 月 16 日

大阪市ファミリーシップ制度に関する要綱（令和 4 年 8 月 1 日施行）に基づく宣誓の証明を受けた者（市営住宅への入居の申込み又は同居の承認に係る申請を行う際現に配偶者がある者又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者がある者を除く。）については、市営住宅に同居させることができる者に係る大阪市営住宅条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 項（第 7 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えられる場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 10 条第 1 項第 2 号（第 7 条第 4 項及び第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに大阪市営住宅同居承認等実施要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定の適用について、次のとおり取り扱うものとする。

第 1 次に掲げる市営住宅への入居申込みにおいて、同居予定者に申込者本人とパートナーシップ関係若しくはファミリーシップ関係にある者が含まれるとき又は同居予定者である申込者の親族とパートナーシップ関係若しくはファミリーシップ関係（申込者本人からみて親族に相当する範囲に限る。）にある者が含まれるとき（入居資格要件）

- (1) 公営住宅及び改良住宅（条例第 7 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に係る改良住宅を除く。）においては、条例第 5 条第 2 項に定める「考慮すべき特別の事由があると市長が認める場合」の対象とし、入居資格対象の親族要件を具備するものとみなす。
- (2) 改良住宅（条例第 7 条第 1 項から第 3 項の規定に係る改良住宅を除く。）、再開発住宅（第 8 条第 1 項の規定に係る再開発住宅及び同条第 2 項の規定に係るリロケーション住宅を除く。）、特定賃貸住宅及び特別賃貸住宅においては、条例第 10 条第 1 項第 2 号で引用する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第六号に定める「同居親族がない者であって、地域の実情を勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして地方公共団体の長が定める基準に該当するもの」の対象とする。

第 2 市営住宅に入居した後に入居の際に同居した親族以外の者について、同居の承認を申請する場合における同居希望者に入居者本人とパートナーシップ関係若しくはファミリーシップ関係にある者が含まれるとき又は同居希望者である入居者の親族とパートナーシップ関係若しくはファミリーシップ関係（いずれも入居者本人からみて 3 親等内の親族に相当する範囲に限る。）にある者が含まれるとき（同居承認要件）

要綱第 5 条第 1 項に定める「別に定めるもの」の対象とし、同居承認資格対象の親族要件を具備するものとみなす。

この取扱いは平成 30 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱いは令和 5 年 2 月 1 日から実施する。